

ペットの飼育生活を守ってほしいらるが条

動物を飼うことは、動物の命を預かることです。飼い主には、動物が快適・健康に暮らせるようにすることも、社会や近隣に迷惑を及ぼさないようにする責任があります。

人と動物がともに生きていける社会の実現には、飼い主のモラルとマナーが必要です。

①動物の習性等を正しく理解し、

②最後まで責任をもって飼育し、

動物はそれぞれその種類に応じた生態、習性、生理を持つ、人とは違う生き物です。

正しい飼い方などの知識をもち、適切な飼い方をし、健康・安全に気を配り、最後まで責任をもって飼いましよう。

なお、動物を虐待したり捨てることは犯罪です。違反すると、懲役や罰金に処されます。

③危害や迷惑の発生を防止するべし

糞尿や毛、羽毛などで近隣の生活環境を悪化させたり、公共の場所を汚さないようにしましよう。また、しつけや訓練をして、人に危害を加えたり、鳴き声などで近隣に迷惑をかけることのないようにしましよう。

■犬の飼い方

●フンの後始末をしましよう

散歩中のフンは飼い主が必ず持ち帰りましよう。これは最低限のマナーです。また、散歩中に排泄する習慣はしつけによって変えられます。

●放し飼いはやめましよう

犬の放し飼いは法律で禁止されています。必ず首輪をつけてつないでおき、散歩の際もリード・引き

綱をつけて放さないようにしましよう。

■猫の飼い方

近年猫に対する苦情が増加しています。近所の迷惑にならないよう屋内飼育、自宅敷地内飼育に努めましよう。

屋外での放し飼いは、車との事故の原因にもなつてしまします。

③むやみに繁殖させないこと

動物をむやみに繁殖させて数が増えると、一匹一匹を適正に飼えなくなりますので、きちんと管理できる数を超えることのないようにしましよう。

また、毎年何万頭もの子犬や子猫が殺処分されています。生まれる全ての命に責任が持てないのであれば、不妊去勢手術などの繁殖制限措置を行いましよう。

野良犬や猫への無責任なエサやりは、不幸な命が増える原因となります。飼わない場合は、安易にエサを与えないようにしましよう。

④動物による感染症の知識をもつこと

動物と人の双方に感染する病気（人と動物の共通感染症）について、正しい知識を持ち、自分や他の人への感染を防ぎましよう。

⑤所有者を明らかにするべし

盗難や迷子を防ぐためにも、飼っている動物が自分のものであることを示す、鑑札、名札、足環などの標識をつけましよう。

●問い合わせ先 栃木県動物愛護指導センター

☎028(684)5458

●住民生活課 生活環境係

☎9131

スズメバチに注意!!

毎年7月から10月にかけて、スズメバチの活動が活発になります。夏は野外活動の機会が増えるため、十分に注意しましよう。

●スズメバチ等に刺されないためには

- 野外に出かける時、刺激の強い香水・化粧品・ヘアスプレー等や黒い服装は避けましよう。
- 野外活動中にハチと遭遇した場合、大声で騒いだり、手で追い払う行為は危険です。姿勢を低くして速やかに離れることが重要です。
- 洗濯物、布団類に紛れることがあるのでよく点検しましよう。

●もしハチに刺されたら？

● 速やかに巣から離れ、安全な場所に避難した上で、清潔な水で患部を冷やし、坑ヒスタミン剤含有のステロイド軟膏をつけ、早急に医師の診察を受けましよう。

●ハチの巣を発見したときは

● 町では、スズメバチの駆除は行っておりません。自宅に巣を発見したときは、自己負担で専門の害虫駆除業者に依頼してください。

また、道路や公園等の公共的な場所や、所有者が不明な土地・家屋で衛生害虫が発生している場合は、住民生活課へお問い合わせください。

▼問い合わせ先 衛生害虫防除等相談室

(栃木県ペストコントロール協会内)

☎028(625)0606

●住民生活課 生活環境係

☎9131